## 1. 登録申請記載事項の変更事項と提出書類等

	法	人		個人		事	計	環	備考
	社	代	本	氏	住	事業所の所在地	量証明設	環境計量士等	考
	名	表	社	名	所	の前		量十	
		者	住			在	備	等	
			所			地			
誓約書		0		$\circ$					
商業登記簿謄本	0	0	0						注1
住民票				0	0				注1
事業所内の配置図						0			
事業所内の見取り図						0			
計量方法及び対象物質分析方法等一							0		
覧表									
計量設備 (登録申請用)							0		注 2
計量設備 (登録簿交付閲覧用)							0		注 2
検定合格証 (写)							0		
計量士登録証 (写)								0	注 3
国家試験合格証及び環境計量講習受								0	注3
講申請書(写)									
登録証 (写)	0		0	0	0	0			
手数料の有無	0		0	0	0	0			注 4

- 注1) 発効日から3月以内のものに限ります
- 注 2) 検定証印の有効期限がある特定計量器の場合は、「検定済証」の写しを貼付してください。上記のものであって、計量証明検査に合格しているものには、「検査合格証」の写しを添付してください。
- 濃度計、PH計の場合は、これらの校正に使用する特定二次標準物質の「JCSSのマーク付きの証明書」を添付して下さい。
- 注 3) 環境計量士等を変更する場合には、計量士登録証(写)、又は国家試験合格証(写) 及び環境計量講習受講申請書(写)のいずれかを提出してください。
- 注 4) 手数料は登録証に記載されている事項を変更する場合のみ必要となります。ただし、 所在地変更が「住居表示変更」によるもので「住居表示変更証明書」が添付されていると きは無料です。

注5) 承継に伴う変更の場合、次の書類を提出してください。

	誓約書	簿の謄本	又は戸籍謄本	書又は事明	証明書 譲渡	登 録 証	有無数料の
相続による承継	0	0	0	0		0	0
譲渡による承継	0	0			0	0	0
合併による承継	0	0				0	0

- 注 6) 特定計量証明事業登録者に係る次の事項の変更があったときは、特定計量証明認定機関に変更手続きを行い、訂正を受けた後、前記の「登録申請書記載事項変更届」の手続きをしなければなりません。
- ア. 認定特定計量証明事業者もしくは特定計量証明事業を行う事業所の名称
- イ. 特定計量証明の事業の実施方法を定めた書類
- ウ. 特定計量証明事業に係るもの(経済産業大臣が別に定めるものに限る)の氏名及びその略歴
- エ. 特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及び所有又は借り入れの別
- オ. 特定計量証明事業を行う施設の概要

## 登録申請書記載事項変更届

(元号) 年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住 所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり、変更があったので、計量法第114条において準用する同法第62条第1項の規定により、届け出ます。

- 1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号
- 2 変更のあった事項
- 3 変更の事由

## 備考

- 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること
- 2. 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること
- 3. 特定計量証明事業の認定の区分について追加若しくは廃止又は認定証の記載事項に変更があった場合には、第49条の5第1項に規定する認定証の写しを添付すること